

# 仕 様 書

## 第 1 委託業務の目的

ライフスタイルの変化等により地場産品の国内需要が減少しつつある中、海外展開による新たな需要を喚起するため、昨今急速に拡大し大きな商流となっている米国をはじめとした海外の主要な EC サイトへ県産品を出品し、県産品の販売促進を図る。

## 第 2 業務名

海外 EC サイト活用県産品販売促進業務委託

## 第 3 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## 第 4 委託業務の内容

以下の事業を企画し、実施すること。

- 1 米国をはじめとした海外の主要な EC サイトにおける県産品の一体的な販売
- 2 現地消費者に向けた県産品販売のためのプロモーション
- 3 事業実施報告書等の提出

## 第 5 委託業務の仕様

委託業務の仕様は以下のとおりとするが、一意に決定することが困難であるため、受託者は、県と協議を行いながら適宜修正の上、最終的には県の承認を得て決定する。

なお、受託者は、本業務の実施にあたり、契約締結後速やかに業務スケジュールを作成し、県の承認を得ること。

### 1 米国をはじめとした海外の主要な EC サイトにおける県産品の一体的な販売

#### (1) 販売商品の応募・受付・選定

- ① 受託者は、県と協議の上、販売商品の募集要項を作成すること。また、県による募集（プレスリリース、県ウェブサイトでの告知等）開始と同時に、県内事業者からの応募受付・問合せ窓口を設けるとともに、募集締切り後は、県と協議の上、応募があった商品から EC サイトで販売する商品を選定すること。

さらに、募集期間中には、県に協力して県内事業者に対する募集告知に努めるほか、県内事業者向けの説明会（オンライン可）を 1 回以上開催すること。

※想定される販売商品

（例）

- ・インテリア・雑貨・ギフト・日用品分野等における陶磁器、和紙、刃物、木工などの地場産品、工芸品
- ・原材料が岐阜県産又は加工・製造を県内で行っているもの
- ・県産品として認知度が高いもの、独自性の高いものを優先する
- ・ただし、法令や EC サイトの規定、現地事情等により、販売に適さない商品は除く

- ② 出品数は、概ね20社100商品（1社あたり5商品）程度とする。
- ・必要に応じて、法令適合調査、現地の関係機関への審査申請を行うこと。
- (2) 米国をはじめとした海外の主要な EC サイトにおける新規商品ページの制作・登録及び商品の出品、管理運営
- ・県産品を販売するのに適した米国をはじめとした海外の主要な EC サイトを選定し、EC サイト運営会社と契約のうえ、出品する県産品（概ね20社100商品程度）の商品ページを新規に外国語で作成すること。  
※EC サイトの対象国は米国とし、米国以外にも出品・販売、管理運営できる国があれば、選択した理由を明確にした上で提案すること。ただし、令和2年度に実施した中国は除く。
  - ・ページの制作にあたっては、岐阜県産品を一体的にPRするため、本県のものづくり産業や県産品のイメージを発信できるものとする。
  - ・ページに掲載する事項として、以下のとおり例示するほか、配送料、返品及び決済等販売に関して消費者に通常必要な情報について明記すること。
    - (ア) 商品名
    - (イ) 商品の画像
    - (ウ) 商品の特徴・PR
    - (エ) 商品の規格・仕様
    - (オ) 販売価格
    - (カ) 製造事業者名、事業者の思い及びブランドストーリー
  - ・ページに掲載する内容については、出品事業者に十分確認することとし、万が一誤りが判明した場合は、速やかに訂正すること。
  - ・商品紹介においては、効果的な画像と分かりやすい文章の使用に努めるとともに、現地消費者の購買意欲を高める工夫を施すこと。なお、画像は受託者において手配すること。
  - ・その他、ページの制作・登録及び商品の出品、管理運営等に関する一切の業務は受託者にて行うこと。
- (3) 販売管理について
- ・商品の販売にあたり、安全かつ確実な決済処理が可能な方法を構築すること。なお、選定した EC サイト内に既に実装されている決済方法を適用することを妨げない。
  - ・購入者から売上代金を回収し、県内の各出品事業者へ支払うこと。
  - ・現地消費者等からの問合せに対応するための窓口を設置すること。
  - ・その他、在庫補充を含め、販売管理に関する一切の業務は受託者にて行うこと。
  - ・なお、商品の販売にあたっては、出品事業者に対する販売代金の支払方法や時期、在庫管理・補充、事故・トラブルにおける補償内容及びその他販売管理に必要な事項を、出品事業者と個々に事前協議し、契約締結すること。また、それらの概要、経過・結果を県へ報告すること。

(4) 輸出・配送について

出品事業者から受け取った商品は、日本国内の倉庫（任意）にて、海外輸送中に破損等しないよう梱包材にて十分保護した上で、商品購入者あて安全かつ迅速な方法で輸出・配送すること。輸出・配送にあたっては日本国内及び現地国内に則した法令を遵守するほか、通関手続きやその他輸出・現地での配送に関する一切の業務は受託者にて行うこと。

※出品事業者から受託者指定の日本国内倉庫までの配送料及び販売期間終了後における受託者指定の日本国内倉庫から出品事業者までの在庫返送料は、出品事業者が負担することを想定。

(5) 販売期間について

概ね令和3年9月から令和4年2月までの6ヶ月間商品を販売すること。なお、販売終了日は、令和4年3月31日までに一連の商取引が終了するように設定すること。

(6) 価格設定の考え方

商品の販売価格を設定するにあたっては、出品企業から提示された商品の価格に加え、輸出・現地配送料、手数料（販売手数料、決済手数料等）、諸税、保険料等の費用を明らかにした上で、合算すること。

※上記費用は、本委託料の積算に計上せず、商品の売上金から賄うこと。

(7) 勉強会の開催

ECサイトにおける売上を向上させるとともに、本事業終了後も県内の各出品事業者が継続的にECを活用した販売促進に独自に取り組むことが出来るよう、販売開始後（概ね令和3年12月から令和4年1月頃）に、出品事業者に対する勉強会（オンライン可）を1回以上開催すること。なお、開催にあたっては、各出品事業者に対し、それぞれ販売経過のレポート（商品別、日別、国別又は地域別、性別などの販売点数・金額、主な問合せ事項、クレーム内容等）を提供すること。

(8) 各県内事業者との連絡調整等

上記（1）～（7）に関して、受託者は県及び各出品事業者と十分連絡調整を行うこと。

## 2 現地消費者に向けた県産品販売のためのプロモーション

販売期間中を中心に、現地の消費動向やトレンドを踏まえた県産品の認知度向上及び売上向上のための現地消費者に向けたプロモーションや取組みを行うこと。

※想定されるプロモーションや取組み

（例）

・インターネット広告

- ・ SNS、インフルエンサーの活用
- ・ マスメディアの活用
- ・ 既存の販売ルートや顧客があれば、それらに対する広報

### 3 事業実施報告書等の提出

- (1) 事業終了後は、委託業務完了届、事業概要・評価分析・改善事項等をまとめた事業実施報告書、販売レポート（最終結果）の計3点を令和4年3月31日までに提出すること。
- (2) 販売期間中は、ページへのアクセスを集計・分析するとともに、その結果を県の求めに応じ書面にて報告すること。また、事業終了後は上記（1）と併せて最終結果を書面にて報告すること。なお、求めるデータ（商品別、日別、国別又は地域別、性別などのアクセス状況を想定）は、県と協議の上決定する。

## 第6 業務実施体制等

### 1 運営体制の整備

受託者は、事業を適正に実施するため、県と調整を行い、業務全体を管理する業務責任者を配置すること。

### 2 連絡体制の構築

受託者は、県、出品事業者及び EC サイト利用者等からの問い合わせに柔軟に対応できる体制を構築すること。

### 3 販売事故・トラブルに係る対応

- (1) 販売事故・トラブルの報告及び対応
  - ・ 出品、商品発送及び決済等に事故・トラブルが発生した場合は、速やかに県へ状況及び対応策を報告すること。
  - ・ 事故発生時は受託者の責任において対応すること。また、購入者への商品発送後、商品販売代金が回収不能となった場合は受託者の責任において出品企業に対し補償を行うものとする。
- (2) 出品事業者への事前説明

出品事業者が製造物責任等出品に伴うリスクを負う可能性があることを、出品事業者に十分説明のうえ、誓約書兼同意書又はこれらに類する書類を事業者から徴取すること。

## 第7 支払条件等

本業務に係る経費は、原則として、業務を完了し、検査した後に支払うものとするが、業務の遂行上、必要と認めるときは、受託者は概算払いを請求することができる。

## 第8 業務の適正な実施に関する事項

### 1 関係法令等の遵守

受託者は、日本及び現地等の関係法令及び EC サイトの規程等を遵守すること。ま

た、法令等の規定による官公署の免許、許可、認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けたうえで実施すること。

## 2 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）及び別記 1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## 3 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務履行のため以外の目的に不正に使用してはならない。万一、受託者の責に帰す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。契約期間が終了した後であっても同様とする。

## 4 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、又は関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

## 第 9 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、受託者は引き継ぎを行うものとする。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了又は契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、受託者は円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

## 第 10 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

### 1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者から事実関係及び社会通念等に照ら

して合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

- 2 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

#### **第 1 1 著作権の取扱いについて**

別記 2 「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

#### **第 1 2 その他**

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者の協議により業務を進めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

### (教育の実施)

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

### (収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

### (目的外利用・提供の制限)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受託者は、発注者からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 受託者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、発注者が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私物のパソコン等を使用してはならない。

9 受託者は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。

10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。



- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第11 受託者は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。
  - (1) 再々委託を行う業務の内容
  - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再々委託の期間
  - (4) 再々委託が必要な理由
  - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
  - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
  - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
  - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受託者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

- 第13 発注者は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めると及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15 発注者は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

## 著作権等取扱特記事項

### (著作者人格権等の帰属)

- 第1 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

### (著作権の利用許諾)

- 第2 成果物及び成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下、「成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、発注者が次に掲げる方法で、成果物等を利用することを許諾する。
- 一 発注者が本事業の一環として、県民や県内事業者等に広報するチラシ、ウェブサイト、書類等に掲載し、無料で配布、発信すること。
  - 二 前号のために、著作物を編集及び加工すること。
- 2 前項に関し、次のいずれかの者に成果物等に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 発注者は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に受託者に許諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の著作権の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

### (著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、成果物等に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

### (保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。